

慶弔見舞金規定

(適用)

第1条 この規定は、労働者協同組合ワークスコープちば（以下、「本法人」という。）における組合員の慶弔見舞金の取扱について定めるものとする。

(結婚祝金)

第2条 結婚祝金は初婚、再婚、事実婚、同性婚を問わず贈るものとし、結婚当事者のいずれもが組合員の場合は、それぞれに贈る。

2 金額は一律 20,000 円とする。

(弔慰金)

第3条 組合員及びその家族が死亡したときは、遺族に対して下記弔慰金を香典として支給する。

- ・ 組合員本人 30,000 円
- ・ 配偶者または子 10,000 円
- ・ 父母（義父母を含む、ただし配偶者の父母は除く） 5,000 円

2 前項の香典に加え、本法人が必要と認めた場合は、葬儀に際して花輪、弔電もしくは生花一对を供することがある。

(災害見舞金)

第4条 勤続1年以上の組合員が天災その他災害により、住居に損害を被ったときは、次の区分により見舞金を支給する。

(1) 扶養家族のある世帯主の場合

- ・ 全焼、全壊、流出のとき : 30,000 円
- ・ 半焼、半壊、一部流出、床上浸水のとき : 10,000 円

(2) 扶養家族のない世帯主及び非世帯主の場合

- ・ 全焼、全壊、流出のとき : 10,000 円
- ・ 半焼、半壊、一部流出、床上浸水のとき : 5,000 円

(各種社会保険との関係)

第5条 この規定に定める慶弔見舞金は、労働者災害補償保険法、その他各種社会保険による給付に関わらず、支給する。

付則 この規定は 2023 年 12 月 19 日より適用する。